

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 4 年度 第 1 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	7月5日(火)14時22分~15時01分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3人(定数5人) 労働者代表委員 5人(定数5人) 使用者代表委員 5人(定数5人) 事務局 5人
出席者	公益代表委員 平井建志 片山 聡 木下 康代 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江章宏 大西省三 使用者代表委員 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事務局 小島労働局長、矢野労働基準部長、 松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	<ul style="list-style-type: none">・ 滋賀地方最低賃金審議会の公開について・ 滋賀県最低賃金の改正決定(諮問)について・ 滋賀県最低賃金専門部会の設置について・ 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について・ 特別検討小委員会の設置等について・ 実地視察について・ 令和4年度の滋賀地方最低賃金審議会の審議日程について
議事録	別紙のとおり

○事務局（賃金室長）

私は、この4月の人事異動で事務局を預らせていただくことになりました滋賀労働局賃金室長の松島と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

開催の前に事務局から事務連絡及び資料確認を行います。

審議会等の会場ですけれども、今年度は基本的に、この6階の共用会議室と小委員会で3階の天津監督署の会議室を使用いたします。現在もコロナ禍ですので、昨年と同様にアクリルパネルを設置しています。ご不便をおかけしますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認を行いたいと思いますので、神崎補佐、よろしくお願いいたします。

○事務局（賃金室長補佐）

それでは本日の資料につきまして、皆さんの机上の審議次第の下にございます。確認をさせていただきます。

資料 1「第55期滋賀地方最低賃金審議会委員名簿」、資料 2「諮問文(写)」です。資料 3「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)・新しい資本主義実行計画工程表の関係部分の抜粋」となっております。資料 4「経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)の関係部分の抜粋」となっています。資料 5「滋賀県内経済情勢報告(令和4年4月判断)」、資料 6「法人企業景気予測調査(令和4年4月から6月期調査)」、資料 7「滋賀県鉱工業指数(令和4年(2022年)4月速報)」、資料 8「大津市における費目別標準生計費(1人)の推移」、資料 9「消費者物価指数(大津市)令和4年(2022年)5月分」、資料 10「2022年各集計機関別集計状況」、資料 11「最近の雇用失業情勢(令和4年6月末公表の5月分)」、資料 12「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」、資料 13「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」、資料 14「令和4年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)」。

以上となっております。不足等がございましたら事務局までお知らせ願います。

○事務局（賃金室長）

コロナ禍ですので着席のまま説明させていただきます。資料の不足のある方はいらっしゃいませんか。

○全委員

(発言無し。)

○事務局（賃金室長）

それでは、ただ今から、令和4年度 第1回 滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。
初めに、本審議会は、同運営規程第6条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が3名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようよろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、定員15名のところ、

公益代表委員 3名

労働者代表委員 5名

使用者代表委員 5名の合計13名の出席を頂いております。

公益代表委員の石井委員と佐野委員におかれましては、都合により欠席されておられます。最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを、ご報告いたします。

本審議会は、2年任期としております第55期審議会の2年目でございます。第55期滋賀地方最低賃金審議会委員名簿をお配りしておりますので、お手元の資料 1、1ページをご覧ください。

使用者側代表委員1名の交替があり、石井委員が退任され、新しく水野透(みずの とおる)委員に就任いただきましたので、ご紹介いたします。

水野委員、ひと言、ご挨拶よろしくお願いいたします。

○水野委員

長浜にあります 渡辺工業 の会長を務めさせていただいております水野です。よろしくお願いいたします。

○事務局(賃金室長)

ありがとうございました。

次に、異動した事務局のメンバーを紹介いたします。

滋賀労働局長の小島です。

○事務局(局長)

労働局長の小島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(賃金室長)

改めまして、賃金室長の松島でございます。よろしくお願いいたします。

この4月に異動してまいりました、元賃金室長で労働衛生専門官の高津です。

○事務局（高津衛生専門官）

ご縁があつてまたお手伝いさせていただくことになりました高津です。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

以上が事務局の新メンバーです。

今年度も日程調整等何かとご無理を申し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の会長及び会長代理でございますが、委員の任期同様に今年度も引き続き、会長と石井会長代理をお願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、この後の進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願い致します。

○会長

会長の平井でございます。今年度も審議会の進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願い致します。

これから審議会を進行いたしますので、審議の円滑な運営について、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

まず初めに、滋賀労働局長からご挨拶があるということですので、よろしくお願い致します。

○事務局（局長）

滋賀労働局長の小島と申します。本年3月31日付けで厚生労働省より異動、着任しております。

本日は、本年度第1回となる審議会開催にあたりまして、ひとこと、ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、お暑い中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。日頃から、最低賃金行政をはじめとします、労働基準行政、労働安定行政、様々な労働行政の上に多大なるご協力、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、滋賀県の最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただくため、本審議会を開催いたしました。その他、3年ぶりに再開されることとなりました実地視察におきましてもご審議いただくこととしております。

今年度の地域別最低賃金のご審議につきましては、6月28日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、地域別最低賃金額改定の目安諮問が行われたところでありますので、当局といたしましても、この後、貴審議会へ改正諮問を予定しているところでございます。

また、今年度は、中央におきまして「目安制度の在り方に関する全員協議会」も開催されているところでございまして、“目安審議の在り方”、或いは“ランク制度の在り方”等につ

いて議論を行っているところでございます。

最近の経済情勢をみてみますと、6月の「月例経済報告」の総論で「景気は、持ち直しの動きがある。」との報告がされているところでございますが、一方でウクライナ情勢の長期化や、中国における経済活動抑制の影響、こういったことが懸念されている中で、原材料価格の上昇、或いは供給面での制約、それらに加えて、金融資本市場の変動等による下振れリスク、こういったものにも十分注意が必要であるとされております。

さて、6月21日、政府の「物価・賃金・生活総合対策本部」の初会合におきましては、「最近の原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、賃金の上昇を通じてコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするべく、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行う」との方針が示されております。

その中で、厚生労働省におきましては、「最低賃金については、これまで賃上げしやすい環境を整備しつつ、全国加重平均1000円となること目指して引き上げに取り組んできており、物価が上昇する中で、官民が協力して、最低賃金の引き上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払い能力を考慮し、しっかり議論していく。」と言うこととされているところでございます。

本審議会におかれましては、このような状況を十分考慮していただきまして、10月1日の発効を目途にご審議いただくよう改めてお願い申し上げます。

最後になりますが、今年は例年以上に厳しい暑さが続く予報が出ているところでございます。委員の皆様方におかれましては、これから様々なご負担をおかけすることになるかと存じますが、どうぞ、本日も含めましてご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長

ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題(1)「滋賀地方最低賃金審議会の公開について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(賃金室長)

はい。「滋賀地方最低賃金審議会運営規定」第6条に、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされています。

昨年度は、滋賀地方最低賃金審議会(これから「本審」と言います。)は、異議申し出を受けての滋賀地方最低賃金審議会(これから「異議審」と言います。)を含めて公開することとし、滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会(これから「小委員会」と言います。)と滋賀県最低賃金専門部会(これから「専門部会」と言います。)に関しては「個人情報の保護に支

障を及ぼすおそれがある場合、及び、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、非公開となっております。なお、非公開となりました小委員会及び専門部会の議事録は、ホームページで公開しておりませんが、議事要旨はホームページで公開しております。

審議会は、原則公開であることから、改めて、今年度の小委員会と専門部会の公開について、ご審議をお願いいたします。

○会長

それでは審議会の公開について、今年度の扱いは、どのようにするべきでしょうか。まず、労働者側委員からご意見をお願いしたいと思います。

○労働者側委員

昨年度と同様に専門部会と小委員会については、非公開でどうかと考えております。

○会長

ありがとうございます。次に、使用者側委員のご意見をお伺いいたします。

○使用者側委員

使用者側の考え方も、昨年度と同様に専門部会と小委員会については、非公開でよいと考えております。

○会長

そうしましたら、今年度についても、小委員会と専門部会に関しては、「個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、及び、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、非公開にしたいと思います。

続きまして議題(2)「滋賀県最低賃金の改正決定について(諮問)」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(賃金室長)

それでは、局長から会長に諮問文を手交いたします。

会長、局長、お手数ですが、前にお進みお願い致します。

〔会長、局長、公益代表委員テーブル前に移動〕

〔局長から会長に対して諮問文を手交〕

○事務局（賃金室長）

それでは、会長、局長、席にお戻りください。

○会長

事務局から諮問文の朗読と説明をお願いし致します。

○事務局（賃金室長補佐）

それでは諮問文を朗読させていただきます。

資料 2に写しをつけております。

滋労発基 0705 第 1 号

令和 4 年 7 月 5 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志(ひらい たてし) 殿

滋賀労働局長 小島 裕(こじま ゆたか)

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づき、滋賀県最低賃金(昭和 55 年滋賀労働基準局最低賃金公示第 3 号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

諮問文の朗読は以上でございます。

続きまして、諮問文に係る資料の説明をさせていただきます。

まず、5 ページ資料 3 が諮問文にあります「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」で、6 月 7 日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋と「新しい資本主義実行計画工程表」の抜粋となっております。最低賃金の引上げについては、主に(1)「賃金引き上げの推進」の 6 ページになりますが、「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりと議論していただくことが必要である。」とされています。

続きまして、11 ページ資料 4 をご覧ください。「経済財政運営と改革の基本方針 2022(抜粋)」となっております。こちらも 6 月 7 日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっております。先ほどと重複する部分も多数含まれていますが、最低賃金の引上げにつきましては、主に(賃上げ・最低賃金)の項目 14 ページをご覧ください。「また、人への投資のためにも最低賃金の引き上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早

期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下(もと)、最低賃金について、官民が協力して引き上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされております。

以上でございます。

○会長

ただ今の事務局の説明について何かございますでしょうか。

[意見・質問上がりず]

○会長

はい、特に無いようですね。では、続きまして議題(3)の「滋賀県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局(賃金室長補佐)

それでは、専門部会の設置につきまして、ご説明いたします。

最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されております。また、同条第3項にて「関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされております。

最低賃金審議会令第6条1項に「専門部会は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員、それぞれ3名以内の同数をもって組織する。」とされておりました、したがって、専門部会の委員は9人以内とされております。

公益代表委員につきましては、滋賀労働局長が任命させていただき、労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項により、関係者・関係団体の推薦に基づいて、労働局長が任命することとなっております。

労使委員の推薦公示につきましては、本日7月5日日本審議会終了後に公示し、締切期日につきましては、7月19日を予定しております。

また、併せて、最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める関係者の意見聴取に係る手続きについてご説明いたします。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、当審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この滋賀県最賃改正決定・関係労使の意見聴取の公示につきましては、専門部会委員の推薦公示と同じく本日7月5日日本審議会終了後公示し、締切期日につきましては、7月19日を予定しております。

議題3の説明については以上でございます。

○会長

ただ今の事務局の説明に対してご意見・ご質問等ございますでしょうか。

○各委員

〔特になしの声〕

○会長

はい、それでは滋賀県最低賃金専門部会の設置が決まりましたので、続きまして、議題(4)の「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(賃金室長)

最低賃金審議会令第6条第5項では、「最低賃金審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって最低賃金審議会の決議とすることができる。」とされています。本審議会では、例年、この規定を適用していません。つまり、専門部会において全会一致で決議が行われたとしても、最低賃金審議会の議決を経ることとしております。

理由としましては、昨年の滋賀県の特定(産業別)最低賃金は、4業種において金額審議をしております。この規定は、全ての業種において全会一致で決議された場合はメリットがありますが、一つの業種でも全会一致とならなかった場合は、改めて本審を開催する必要があり、あらかじめこの本審の開催は、必ず予定に入れていただくこととなり、この規定のメリットがなくなるものとなります。

○会長

ただ今の事務局の説明についてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

○各委員

〔意見等上がらず〕

○会長

よろしいでしょうか。

では本審議会は、例年どおり最低賃金審議会令第6条第5項は適用しないこととさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なし〕

○会長

それでは、最低賃金審議会令第6条第5項は、当審議会では適用しません。

では次に、議題(5)の「滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(賃金室長)

当局の審議会におきましては、毎年、「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について」を検討いただく場として、滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会を開催しているところであり、今年度においても小委員会を設置させていただきたいと考えております。

○会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、必要性の有無の審議につきましては、今年度も小委員会を設置してよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

異議がございませんので、本年度についても小委員会を設置致します。

次に、小委員会委員の選出について、協議をしたいと思います。

55期の2年目ということで、公益は昨年度同様、私“平井”のほか、“石井委員”と“佐野委員”を推薦したいと思います。労使各側は、委員を代えられますでしょうか。

労働者側からは、いかがでしょうか。

○労働者側委員

昨年度同様に、“大西委員”、“大江委員”とわたくし“池内”3名を推薦させていただきます。

○会長

使用者側いかがでしょうか。

○使用者側委員

使用者側につきましては、“石田委員”と“水野委員”、それと私“西田”で対応したいと思います。

○会長

ありがとうございました。

それでは公益代表は私“(平井)”と“石井委員”、“佐野委員”が、労働者代表は“池内委員”、“大西委員”、“大江委員”が、使用者代表は“西田委員”、“石田委員”、“水野委員”でよろしいでしょうか。

○全委員

〔はいの声〕

○会長

ありがとうございます。それでは今年度は、このメンバーで審議を進めてまいります。

また、労働者側から昨年度の第6回滋賀県最低賃金審議会で、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」について、昨年度と同様に必要性審議の場でオブザーバーではなくて参考人を招致したい。と要望がありました。

事務手続きについて、事務局から説明してください。

○事務局（賃金室長）

滋賀県地方最低賃金審議会小委員会運営規程第6条第3項に「小委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」に基づき、参考人を招致できることとなっております。

したがって、参考人を招致する委員は、同規定に基づき、委員長宛てに、推薦する委員の“氏名”、参考人の方の“職名”、“氏名”、参加を求める理由を記載した任意様式の「推薦書」と、参考人の方の「同意書」又は「承諾書」を、書面で提出していただくこととなります。

日程の都合により、これらの提出は、8月4日（木）までをお願いします。提出後は、参考人の方と事務局で打ち合わせを行いますので、その旨を参考人の方にお伝えください。

○会長

はい。参考人を推薦する委員は、期限までに「推薦書」等の提出をお願いします。

それでは続きまして、議題の(6)の「実地視察について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

「滋賀県最低賃金の実地視察について」ご説明いたします。

この2年間、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていませんでしたが、今年度は、昨年度の第6回滋賀県最低賃金審議会において、「コロナ禍での開催が予定されるため、公

労使代表委員各1名、事務局1・2名の最大5名を原則とし、事業所の状況把握と説明は事務局が事前に行い、当日は現場視察を中心として、現地集合で複数回実施する」こととなりました。

今年度は、視察を実施することを優先し、誠に勝手ではございますが、事務局で計画を進めてまいりました。

視察事業所は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた宿泊業の事業所1か所を考えております。最大、公労使委員各2名及び事務局1名の定員で、7月14日(木曜日)午前9時30分から実施し、事業所の視察、質疑応答等で、約1時間を目安とし、現地集合、現地解散で実施したいと考えております。

また、特定(産業別)最低賃金対象事業所の視察については、9月中旬に1事業所を考えております。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮する必要がありますので、8月4日又は23日の審議会の場で、改めて実施可否も含めてご説明いたします。

以上です。

○会長

それでは、実地視察については事務局の案でよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

皆様方の合意が得られましたので、事務局案で実施したいと思います。

7月14日の実地視察に参加いただける委員につきましては、公益側は、“石井会長代理”が参加させていただきます。労働者側はいかがですか。

○労働者側委員

わたくし池内と“大江委員”の2人が参加します。

○会長

使用者側はいかがでしょう。

○使用者側委員

“水野委員”と私“西田”2名で対応します。

○会長

それでは、実地視察のメンバーは、公益側は“石井委員、労働者側は“池内委員”と“大

江委員”、使用者側は“西田委員”と“水野委員”、事務局から1名の合計5名で実施したいと思いをします。

実施視察の詳細につきましては、事務局から出席する各委員に連絡してください。

○事務局（賃金室長）

はい、かしこまりました。視察に出席いただける各委員宛てには、私の方からメールで、もう少し詳しい書類をご連絡いたします。

○会長

それでは、議題の(7)「令和4年度の滋賀地方最低賃金審議会の審議日程について」ということですが、まず、事務局から説明をお願いしたいと思いをします。

○事務局（賃金室長）

はい、今年度の地域別最低賃金に係る審議日程（案）についてご説明いたします。

お手元の資料 13、67 ページの「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）」と資料 14、69 ページ「令和4年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)」をご覧ください。

10月1日の発効を目指す場合は、答申を8月5日(金)までにいただく必要がありますが、会長が所用で5日は出席できませんので、答申は前日の8月4日木曜日までとなります。続いて、答申要旨の公示を15日間行い、異議の申出を受け付けます。異議の申出の締切は、8月22日月曜日のままとします。

現時点では、中央最低賃金審議会において、7月下旬に目安の答申が示される予定となっておりますので、事前にお伺いしておりました各委員のご都合と合わせて検討しました結果、7月28日木曜日開催の第2回本審で目安の伝達を行い、翌日から専門部会を開催し、8月3日(水)までの日程で滋賀県最低賃金の調査及び金額審議を進めていただき、8月4日の午後の第3回本審で答申をいただきたいと考えております。

その後、特定(産業別)最低賃金改正に係る必要性を審議いただく小委員会を、8月18日木曜日の午前9時30分から3階の天津監督署の会議室で開催し、第4回の本審では、特定(産業別)最低賃金改正に係る必要性の答申と特定(産業別)最低賃金改正の諮問を予定しておりますので、異議が無くとも8月23日火曜日の第4回審議会を開催いたしますので、どうぞ皆様よろしくお祈いします。

会場は、小委員会以外は、この6階の共用会議室が会場となります。

皆様方には、ご多忙のところ、集中的な審議となり、大変恐縮ですが、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお祈いいたします。

私からは以上です。

○会長

ここまでの事務局の説明について何かご質問・ご意見はございませんか。

○各委員

[意見等上がらず]

○会長

それでは、最後の議題(8)「その他」ということですが、まず、事務局から説明をお願い致します。

○事務局(賃金室長補佐)

それでは、本日お配りしております資料につきまして、説明をしていないもの、資料 5 から 12 につきまして簡単にご説明させていただきます。

17 ページ、資料 5 につきましては「滋賀県内経済情勢報告」となっております。総括判断といたしましては、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、持ち直している。」とされているところでございます。

つづきまして、21 ページ、資料 6 をご覧ください。「令和4年4～6月期調査の法人企業景気予測調査」となっております。23 ページ1.景況におきまして、全産業の現状判断は「下降」超(ちょう)、先行きも「下降」超(ちょう)とされております。

29 ページの資料 7 につきましては、「滋賀県鉱工業指数(令和4年4月速報)」でございます。概要としまして、生産指数は2か月ぶりの上昇、出荷指数も2か月ぶりの上昇、在庫指数は4か月連続の低下となっております。

43 ページの資料 8 につきましては、「大津市における費目別標準生計費(1人)」の推移を示しております。

45 ページの資料 9、こちらにつきましては、大津市の「消費者物価指数(令和4年5月分)」となっております。総合指数概況としましては「前月比は2か月連続で上昇、前年同月比は7か月連続で上昇」とされています。

57 ページ、資料 10 につきましては、各集計機関別に発表された春季賃上げ回答妥結状況の6月発表分までをお示ししております。7月分については発表がありましたら2回目以降の審議会でご報告をさせていただきます。6月末でそれぞれ、前年同時期の数値を一番右に記載しております。

次に59ページの資料 11 につきましては、「最近の雇用失業情勢」となっております。こちらにつきましては、滋賀労働局職業安定部が6月末に公表しました5月の雇用失業情勢となっております。5月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)、これは下の段になりますが、前月と同水準の1.06倍となっており、就業地別有効求人倍率は1.33倍と前月を0.02ポイント上回っております。この資料につきましては、昨年までの資料と異なっているおり、(本

年の資料とは)数値の上と下が逆になっていますので、修正して説明させていただいております。

65 ページ、資料 12、こちらは「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」となっております。

資料の説明については以上でございます。

○会長

事務局からほかに何かございますか。

○事務局(賃金室長)

ございません。

○会長

委員の皆様から他に何かございますか。

○委員

特にございません。

○会長

ないようでしたら、本日の議題が全て終わりましたので、本日の会議はこれで終了したいと思います。

次回は、7月28日木曜日午前10時30分からこの会議室で、「第2回滋賀地方最低賃金審議会」を開催しますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。